

国民健康保険税の税率

地方税法施行令の改正に伴い、平成23年度の国民健康保険税(国保税)の課税限度額が、次のとおり引き上げになりました。

課税限度額の引き上げ

世帯にかかると年間国保税の最高限度額は、法令で定められています。
今年度は、医療保険分を50万円から51万円、後期高齢者支援金分を13万円から14万円、介護保険分を10万円から12万円に引き上げ、合計73万円

表① 国民健康保険税課税限度額

区分	22年度	23年度
医療保険分	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	14万円
介護保険分	10万円	12万円
合計	73万円	77万円

税率は変更なし

課税限度額は改定されましたが、所得割や均等割、平等割の税率に変更はありません。税率は表②のとおりです。なお、具体的な計算方法などは次号(5月1日号)で

表② 平成23年度国民健康保険税の税率

区分	税率	
	所得割	均等割
医療保険分	7.70%	
		23,000円
		20,100円
後期高齢者支援金分	2.00%	
		5,400円
		5,400円
介護保険分(40歳~64歳の加入者)	1.55%	
		8,400円
		8,400円

※表中の均等割は、1人当たりの金額です。また、平等割は、1世帯当たりの金額となります。

厳しい財政状況

加入者の高齢化や医療技術の高度化などで医療費が年々増加し、国保の財政は厳しい状況です。財政状況が悪化する、国保税の引き上げを検討しなければなりません。日ごろから健康の維持・増進を心がけ、ジェネリック医薬品の活用など、ご協力をお願いします。

よくある問い合わせ

Q 退職したので国民健康保険に加入しようと思いましたが、国保税はいくらぐらいですか。
A 国保税は、加入者の前年中の所得金額や加入者数によって異なります。平成23年度の国保税の仮計算をご希望の場合は、前年中の所得金額が分かるもの(源泉

後期高齢者医療健康診査を実施します



後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施します。被保険者全員に4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

受診対象者 被保険者(ただし、健康診査の目的から、生活習慣病の治療を受けている方などは対象となりません)

※生活習慣病とは、がん、脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病などです。

受診期間 4月下旬から平成24年3月末まで

受診券の送付時期

①平成23年4月末までに被保険者となる人

…4月下旬

②平成23年5月以降に被保険者となる人

…被保険者となる月(75歳の誕生月など)の上旬

受診時の自己負担金 1人500円

受診方法 健康診査の実施医療機関で個別に予約の上、受診してください。

問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター ☎(651)3111

A

加入手続きをされた月によって、お送りする

Q

加入手続きをしましたが、納税通知書はいつ届きますか。

例

4月1日から国保に加入し、8月10日に会社

A

月割りで計算します。届けてくれた翌月中旬に、変更通知書を送ります。算出結果により、国保を脱退された月以降も納付いただく場合があります。

問

糸島市国保年金課
☎(332)2071

徴収票や確定申告書の控えなどを、国保年金課窓口にて持参いただくか、お電話でお尋ねください。

なお、会社などの健康保険への加入期間が2か月以上あれば、任意継続も選べます。退職前に国保税と任意継続の保険料や給付内容の比較をお勧めします。詳しくは、会社などの健康保険担当へお尋ねください。

Q

年度途中で他の健康保険へ加入した場合、国保はどうなりますか。

A

月割りで計算します。届けてくれた翌月中旬に、変更通知書を送ります。

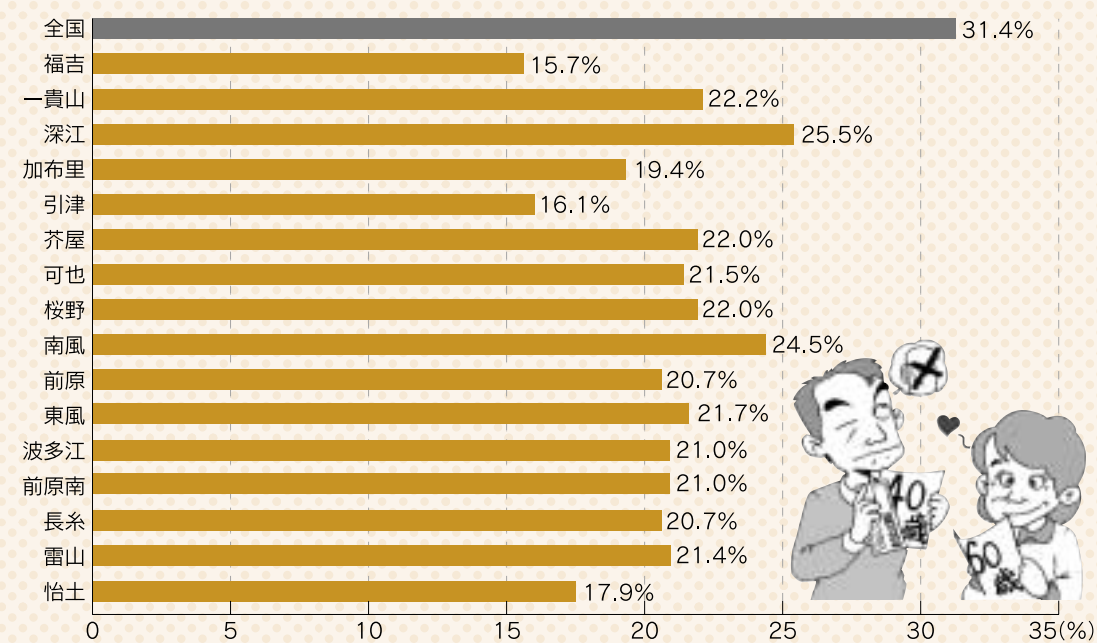
① 4・5月までに手続きをした人
② 6月以降に手続きをした人
人↓手続きをされた翌月中旬に送付。

解

4月から7月までの4か月分を課税します。

の健康保険に加入(8月20日届出)した場合
国保税は、6月から10回の納期で支払うことになっていくため、4期分(納期9月末)まで支払いが発生する場合があります。
異動後の税額については、届けてくれた翌月中旬にお送りする変更通知書をご確認の上、納付してください。

平成22年度 校区別特定健診受診率(平成23年1月現在)



受診率の向上に向けお宅に訪問します

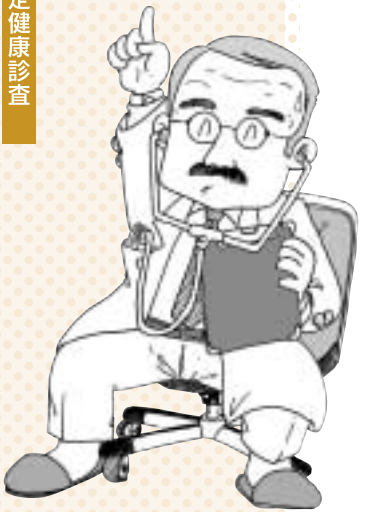
福吉・引津・加布里・怡土校区をモデル地区として、国保加入世帯に、健診の受診勧奨や健康づくり

問

糸島市健康づくり課
☎(332)2069

に関するアドバイスを伺います。

健康づくり ~血管を守ろう⑪~



平成23年度特定健康診査申し込み開始

総合(集団)健診での「特定健康診査」の申し込みが4月1日から始まりました。併せて「がん検診」の受診も可能です。対象となる「40歳から74歳の糸島市国民健康保険加入者」は、ぜひお申し込みください。

昨年度の「特定健康診査」の受診状況

昨年度(平成23年1月現在)、特定健康診査の受診者数は約41,899人、受診率は約23%。糸島市の受診率目標は45%でしたが、伸び悩んでいます。校区別で見ると受診状況は左表のとおりです。

今年度の「特定健康診査」のポイント

40歳と60歳は「健康づくり」の節目年齢。40歳は「生活習慣病予防の入り口年齢」、60歳は「生活習慣振返りの年齢(還暦)」です。

そこで、40歳になる人と60歳の人に受診無料クーポン券を発行します。対象者への受診無料クーポン券の送付は、5月中旬の予定。健康づくりに活用してください。

無料クーポン対象者

●**40歳対象者** 昭和46年4月1日から昭和47年3月31日までに生まれた人
●**60歳対象者** 昭和25年4月1日から昭和26年3月31日までに生まれた人

血圧が高い人全員に心電図検査を実施

今まで、国の基準に準じて対象者のみ「心電図検査」を行っていましたが、高血圧は、脳や心臓などの血管を傷つける最大の危険因子であるため、健診当日の血圧が高い人(最高血圧160以上、または最低血圧100以上)全員に心電図検査を実施します。